

大分県報

平成三十年
号外（四五）
三月三十日

（金曜日）

目次

告示
教育委員会告示
病院局告示

情報提供を行う地方機関等の一部改正……………

大分県公共工事請負契約約款の一部改正……………

告示
教育委員会告示
病院局告示

大分県告示第二百六十三号
大分県教育委員会告示第六号
大分県病院局告示第一号

大分県告示第四百二十四号
情報提供を行う地方機関等
平成十九年大分県教育委員会告示第四号
大分県病院局告示第一号
の一部を次のよう
に改正する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬勝貞
大分県教育委員会
大分県病院局長 田代英哉
第二号中「埋蔵文化財センター及び」を削り、第三号を次のように改める。
三 病院局長

県立病院
附則
この告示は、公示の日から施行する。

告示

大分県告示第二百六十四号

大分県公共工事請負契約約款（平成二十三年大分県告示第三百十六号）の一部を次のよう
に改正する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

第三十七条ただし書中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改
める。

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

大分県報号外（告示・教育委告示・病院局告示）